

農業委員会だより

土岐市の農業

題字 土岐市長 加藤 淳司



発行/編集 土岐市農業委員会

棚田とは

大草棚田

について

「棚田」とは、山の斜面や谷間の傾斜地（傾斜が二十分の一以上）に、階段状に作られた水田のことを指しており、別名「千枚田」とも呼ばれる美しい景観や国土保全、文化継承などの多面的な機能を持つ、日本の伝統的な農業遺産です。

大正十年頃から当時の曾木村（現在は土岐市曾木町）の大草地区で棚田による耕作を行ってきましたが、近年の農業者の高齢化と担い手不足の問題を解消するため、平成7年には場整備を行い、下図のように再整備することで効率化を図り、棚田の機能保全に努めることで、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」に指定（令和6年4月公示）されました。

現在も国や県からの支援をいただく中で、地域の農業者の方々による耕作が行われ、日本の伝統的風景である農業遺産を維持していきたいと思えます。

◆ 農業委員会活動日誌 ◆

令和7年

- 11/25 農地転用現地調査
- 11/28 第11回農業委員会総会
- 12/23 農地転用現地調査
- 12/26 第12回農業委員会総会

令和8年

- 1/27 農地転用現地調査
- 1/30 第1回農業委員会総会
- 2/24 農地転用現地調査
- 2/27 第2回農業委員会総会
- 3/24 農地転用現地調査
- 3/27 第3回農業委員会総会
- 4/28 農地転用現地調査
- 5/1 第4回農業委員会総会
- 5/15 農業だより発行



●農業者年金について 農業者年金は、国民年金の第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事する六十歳未満の方なら誰でも加入できます。税金面でのメリットや国からの助成等もあります。ぜひご検討ください。

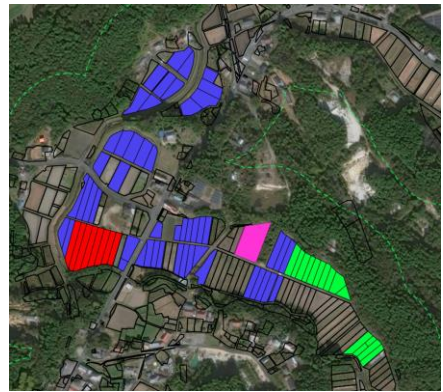
地域計画(目標 地図)について

地域計画(目標地図)とは

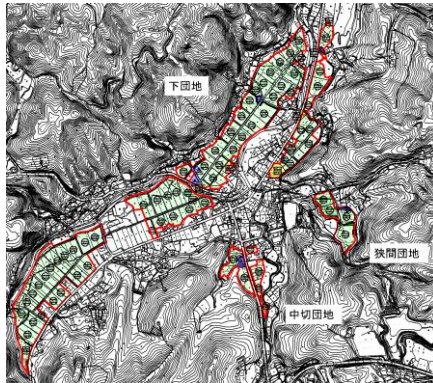
『地域計画』とは、農業者や地域住民の話し合いにより策定される地域の農地利用の姿等を明確化した設計図です。農業者が急激に減少し、地域の農地を守っていくことが難しくなってきたことから、「地域の農業者が、将来も農業経営しやすい環境をどのように作っていくのか」を地域の関係者が話し合いで具体化したものです。

次に『目標地図』についてですが、農地一筆ごとに将来(概ね十年後)の耕作者を特定し、地図上に示したもので、地域計画の中身の一つになります。「農業を担う者」の経営効率が向上するように、また、農地所有者や地域の農業関係者等の意見を踏まえ、可能な限り農地を集積・集約化した色分けを行い、作成するのが基本となります。現在、土岐市の濃南地区で策定しており、代表的なものを例示します。

鶴里細野地区の目標地図(例)



曾木地区の目標地図(例)



地産地消費の

毎年恒例の駄知小学校稲刈り体験で刈り取ったお米を使った炊き立てご飯とお味噌汁を家庭科調理実習で作りました。招待された農地提供者の酒井農業委員も「大変美味しくいただきました」と舌つづみ。生産者と消費者で和やかな時間を過ごしました。



●出水期における農業用水路の管理について

昨今の異常気象により洪水が頻発する状況の中、豪雨が予想される場合において、雨が降り出す前の用水ゲートの締切りや、土のうを用いた越水の防止など、農業用水が溢れないよう対策が必要です。安心・安全な地域作りへのご協力をお願いします。

農地の売買や転用は、許可 が必要です

農地を耕作するために貸借、売買する場合は「利用権設定」や「農地法3条の許可」、農地を宅地等に転用し、転用するために所有権を移転するなど「農地法4条または5条の許可」が必要です。許可手続きには、市農業委員会への申請が必要で、許可までには1~2ヶ月を要しますので、早目のお手続きをお願いします。

今年も7月下旬を目処に 無人共同防除を行います

例年、7月下旬の早朝より、曾木・鶴里地区の農地にてヘリコプター等を利用した農薬の散布を行うっております。

今年も実施する予定で、お申込書などを郵送させていただきますので、ご承知おきをお願いします。

土岐市農業委員会事務局

TEL..5411214
FAX..5517763